3 事業施行期間

令和4年7月19日から 令和11年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

長野県松本市大字里山辺字北小松、大字里山辺字小松町、県二丁目及び大字惣社字惣社地内

(2) 使用の部分

なし

都市・まちづくり課

選告示第33号

令和4年8月7日執行予定の長野県議会議員補欠選挙(上伊那郡選挙区)に係る公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、その基準日は、令和4年7月28日(年齢については、令和4年8月7日)とする。

県

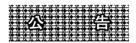
報

郓

令和4年7月19日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

選挙管理委員会



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年7月19日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ佐久インター

佐久市岩村田北1-22-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社 代表取締役 北 哲 弥

大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号 ピップビル

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が同法第3条第1項に定める基準面積以下となった日 令和4年5月31日

産業政策課

公告

令和4年3月10日付けで公告した大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項及び第2項の規定による変更の届出について、次のとおり取下げ書の提出がありました。

令和4年7月19日

長野県知事 阿 部 守 一

1 届出書の取下げがあった大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ佐久インター

佐久市岩村田北1-22-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

大和リース株式会社

大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号 ピップビル

3 届出の取下げの年月日

令和4年5月31日

4 取下げの理由

大規模小売店舗内の店舗面積の合計が同法第3条第1項に定める基準面積以下となったため。

産業政策課

公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定により、公益財団法人長野県農業開発公社から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告します。 令和4年7月19日

長野県知事 阿 部 守 一

1 申請に係る農地の所在、地番、地目、面積及び所有者等の情報

所在及び地番	地目	面積 (平方メートル)	所有者等の情報
松本市大字入山辺字鎌田1267番 2	田	1, 100	東筑摩郡入山辺村147番地 矢島 さわ

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡し、耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定手続後に、公益財団法人長野県農業開発公社から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存 続 期 間	借賃に相当する補償金の額 (円)
令和4年9月27日	19年4ヶ月	220, 000

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができます。

(1) 提出期限

令和4年8月2日(火)

(2) 提出先

長野県農政部農業政策課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項
- 6 その他参考となるべき事項

当該農地については、県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律 第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがあります。

農業政策課

公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定により、公益財団法人長野県農業開発公社から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告します。 令和4年7月19日

長野県知事 阿 部 守 一

1 申請に係る農地の所在、地番、地目、面積及び所有者等の情報

所在及び地番	地目	面積 (平方メートル)	所有者等の情報
松本市大字入山辺字平林2077番	畑	535	東筑摩郡入山辺村147番地 矢島 さわ

県

報

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡し、耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人長野県農業開発公社から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額 (円)
令和4年9月27日	19年4ヶ月	107, 000

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができます。

(1) 提出期限

令和4年8月2日(火)

(2) 提出先

長野県農政部農業政策課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項
- 6 その他参考となるべき事項

当該農地については、県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律 第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいう。)が行われることがあります。

農業政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。 令和4年7月19日

長野県上田建設事務所長 中 島 俊 一

1 許可番号

令和4年3月31日 長野県上田建設事務所指令3上建第55-13号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市小泉字舞台180-1、184-6、185-1の内、185-2、186-1、186-3、187-21

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市南区清水4501-1

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

都市・まちづくり課